

改正健康増進法 概要

R元(2019).11

区 分		改正健康増進法	
		原則	例外（喫煙場所の要件等）
第一種施設	幼・小・中・高 児童福祉施設等	次に掲げる場 所以外の場所 で喫煙しては ならない	「特定屋外喫煙場所」 （屋外で必要な措置がとられた場所に設置できる） （喫煙場所の要件） ① 喫煙場所が区画されていること。 ② 喫煙場所である旨を記載した標識を掲示すること。 ③ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
	病院、診療所、薬局		
	大学、専修学校		
	行政機関の庁舎		
第二種施設	第一種施設及び 喫煙目的施設以外の 多数の者が利用する施設	次に掲げる場 所以外の屋内 の場所で喫煙 してはならな い	「喫煙専用室」 （屋内の一部に設置できる） （紙巻き・加熱式ともに喫煙可能） （喫煙しかできない） 「指定たばこ専用喫煙室」 （屋内の一部に設置できる） （加熱式たばこしか吸えない） （喫煙以外のこと（飲食等）もできる） （喫煙室の基準） ① 出入口において、室外から室内に流入する 空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。 ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、 壁、天井等によって区画されていること。 ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
	既存特定飲食提供施設 ・R2.4.1時点で営業している 飲食店 ・個人又は資本金5千万円 以下の会社が経営 ・客席面積100㎡以下	同上	【特例（経過措置）】※別に法律で定める日までの間 （現在定めなし） 「喫煙可能室」 （屋内の全部または一部に設置できる） （紙巻き・加熱式ともに喫煙可能） （喫煙以外のこと（飲食等）もできる） 「屋内の全部」を喫煙可とした場合、 従業員が受動喫煙にさらされる → 条例で対策
喫煙目的施設	公衆喫煙所	同上	「喫煙目的室」 （屋内の全部または一部に設置できる） （紙巻き・加熱式ともに喫煙可能） （喫煙以外のこと（飲食等）もできる）
	喫煙を主目的とするバー等 ・たばこの販売許可が必要		
	店内喫煙可能なたばこ販売店		
罰則		施設管理権原者等…50万円以下の過料 喫煙者…30万円以下の過料	

喫煙者	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙する場合は、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない（喫煙禁止場所を除く）。
上記施設の管理権原者	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙場所を定める場合は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。 喫煙場所には、喫煙可能な場所である旨の掲示をしなければならない。
上記施設の管理権原者・管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。 喫煙場所に20歳未満を立ち入らせてはいけない。

※管理権原者：施設における取組の方針の判断、決定を行う立場にある者

※管理者：事実上、現場の管理を行っている者